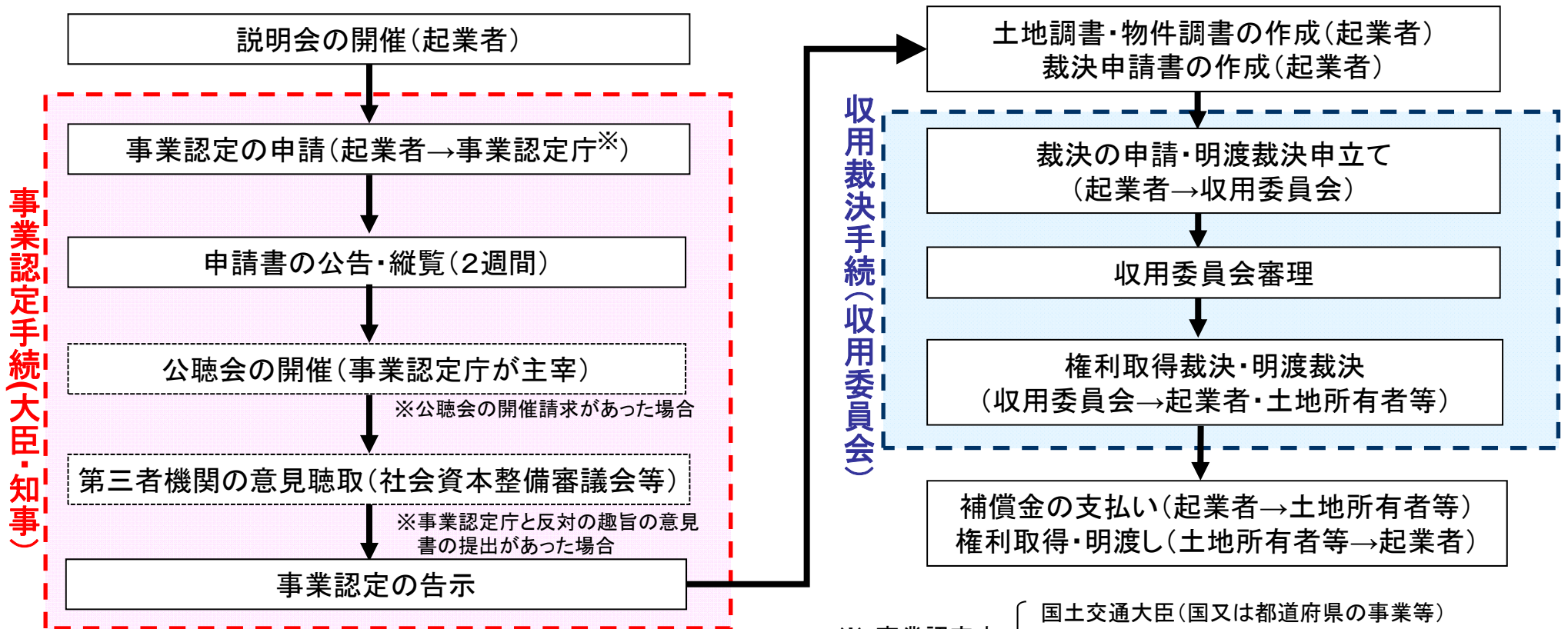


土地収用法の主要手続

制度の概要

- 土地収用法は、公共事業の用地取得に当たって地権者の同意が得られない場合等に、当該土地を取得するための法的手段を規定。
- 憲法上、「私有財産は、**正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる**」とされており、土地収用法は**申請事業が土地を収用するに値する公益性を有することを認定する手続(事業認定手続)**と**土地所有者等に対する補償金の額等を決定する手続(収用裁決手続)**を定め、公共の利益の増進と私有財産との調整を図ることとしている。



※申請から三ヶ月以内に処分する努力義務あり。

※ 事業認定庁 { 国土交通大臣(国又は都道府県の事業等)
→ 権限委任：地方整備局長等(都道府県の事業等)
都道府県知事(市町村の事業等)

(参考) 土地収用法と無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案の主な相違点

無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案	土地収用法
<p>1. 収用の目的 無人国境離島を適切に管理するため。</p>	<p>1. 収用の目的 公共の利益となる事業に必要な用地を取得するため。</p>
<p>2. 無人国境離島土地収用認定手続 内閣府の担当部局が、内閣総理大臣に申請を行い、収用の認定を受ける。</p>	<p>2. 事業認定手続 起業者（事業を行う者）が、事業認定庁（国土交通大臣又は都道府県知事）に申請を行い、事業の認定を受ける。 また、利害関係人からの請求があった場合等には、公聴会や第三者機関からの意見聴取を行う必要がある。</p>
<p>3. 収用の認定要件 無人国境離島のうち周辺の海域における海洋資源の状況、我が国の領域主権、主権的権利等を害する行為の発生状況その他の事情を考慮して特に管理を強化する必要があると認められる島において、そのために国が当該島の土地等を取得することが適切かつ合理的であると認められるときは、収用の認定をしなければならない。</p>	<p>3. 事業の認定要件 事業認定庁は、次の要件全てに該当するときは認定することができる。 ①申請事業が法に列挙された収用適格事業に該当するものであること ②起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること ③事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること ④土地を収用する公益上の必要があるものであること</p>
<p>4. 収用裁決手続 土地収用法の規定を適用。</p>	<p>4. 収用裁決手続 起業者は、収用委員会に裁決の申請を行い、収用委員会の裁決により補償金の額等を決定し、土地等の権利を取得する。</p>

(参考) 「土地収用法」及び「無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案」の手續上の主な相違点

土地収用法

(事業認定手續)

事業認定の申請(起業者→事業認定庁※)

公告・縦覧(2週間)

公聴会の開催(事業認定庁が主催)

※公聴会の開催請求があった場合

第三者機関の意見聴取(社会資本整備審議会等)

※事業認定庁と反対の趣旨の意見書の提出があった場合

事業認定の告示(事業認定庁)

(収用裁決手續)

裁決の申請(起業者→収用委員会)

収用委員会審理

収用裁決(都道府県収用委員会)

**無人国境離島の適切な管理の
推進に関する法律案**

(無人国境離島土地収用認定手續)

収用認定の申請(内閣府の担当部局→内閣総理大臣)

公告・縦覧(2週間)

無人国境離島土地収用認定の告示(内閣総理大臣)

裁決の申請

(土地収用法上の規定を適用)

※ 事業認定庁

国土交通大臣(国又は都道府県の事業等)

→ 権限委任：地方整備局長等(都道府県の事業等)

都道府県知事(市町村の事業等)